

平成27年6月1日
(人権同和対策課扱い)

鹿児島県人権同和问题啓発推進協議会会員 様

鹿児島県人権同和问题啓発推進協議会
会長 (鹿児島県副知事) 布袋 嘉之



平成27年度人権に関するポスターコンクールの実施について (依頼)

人権問題に関する啓発活動につきましては、かねてから多大な御協力をいただき感謝申し上げます。

県では、人権問題の啓発活動の一環として、毎年度、人権に関するポスターコンクールを実施しており、本年度も別添「平成27年度人権に関するポスターコンクール実施要項」に基づき実施することにしております。

つきましては、その趣旨を御理解いただき、同ポスターコンクールの周知について御協力いただきますようお願いいたします。

なお、実施要項については、下記のホームページ「人権啓発」にも掲載してありますので、必要に応じてダウンロードしてください。

記

・平成27年度人権に関するポスターコンクール実施要項掲載先

URL : <http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/jinken/jinkenkeihatu/index.html>

〔県ホームページの「暮らし・環境」→「人権・男女共同参画」→「人権啓発」からもアクセスできます。〕

(連絡先)

人権同和対策課 啓発係

担当 永野・大磯

TEL099-286-2574

平成27年度人権に関するポスターコンクール実施要項

1 趣旨

人権に関する啓発行事の一環として、県内の小・中・高等学校、特別支援学校の児童・生徒及び一般から人権に関するポスターを募集し、優秀な作品の発表・表彰を行うことにより、児童・生徒等の人権に関する理解を深め、人権尊重の精神を養うとともに、差別のない明るい社会の実現を図る。

2 主催等

- (1) 主催
鹿児島県
- (2) 共催
鹿児島地方法務局
鹿児島県人権啓発活動ネットワーク協議会
- (3) 後援
鹿児島県教育委員会

3 応募規定

- (1) 内容
差別のない明るい社会の実現を図るため、日常の身近な題材により、基本的人権の尊重・擁護等を訴えるもの
- (2) 応募資格
県内の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の児童・生徒及び一般（学生を含む。）
- (3) 用紙等
ア 画用紙の規格は、「4つ切り・縦書き」を基本とする。
イ 小学校と特別支援学校については、「8つ切り・縦書き」も審査対象とする。
ウ 横書きは審査対象としない。
エ 材料は、クレヨン・水彩・ポスターカラー等を使用する。
オ 絵の中に文字を入れる場合は、人権尊重・擁護の趣旨に沿った内容とする。
カ 作品の裏面に、次のとおり氏名等を必ず記入の上、貼り付ける。

(児童・生徒の場合)

ふりがな 学 校 名	-----	学 年	年
ふりがな 氏 名	-----		

(一般の方の場合)

ふりがな 氏 名	-----
-------------	-------

4 応募期間

平成27年8月1日（土）～9月30日（水）
※当日消印のものまで有効とする。

5 送付先等

(1) 送付先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県県民生活局人権同和対策課（電話099-286-2574）

(2) 送付方法

- ア 児童・生徒の作品は、学校単位で学年毎に区分して送付する。
- イ 一般の方で、同好会等グループ単位で応募する場合は、代表者が一括して送付する。
- ウ 作品は丸めないで、「人権に関するポスター応募票」（別記様式）を添えて送付する。

6 審査及び発表

応募作品の審査は、県が委嘱する審査員が行い、次のとおり入賞作品及び学校賞を決定するとともに、入賞者には学校長（一般の方がグループ単位で応募する場合はグループの代表）を経由して通知する。なお、個人の場合は、県から直接通知する。

部 門	最優秀賞	部 門 別 最優秀賞	優 秀 賞	入 選	学 校 賞
小学校低学年(1～2年)	1	1	3	12	1
小学校中学年(3～4年)		1	3	12	1
小学校高学年(5～6年)		1	3	12	1
中 学 校		1	3	10	1
高 等 学 校		1	3	10	1
特 別 支 援 学 校		1	3	10	1
一 般		1	3	5	—

7 表彰

最優秀賞、部門別最優秀賞の受賞者及び学校賞受賞校は、平成28年2月4日（木）に鹿児島市民文化ホールで開催予定の「人権同和問題県民のつどい」において表彰する。

優秀賞及び入選の受賞者へは賞状及び副賞（作品の写真を焼き付けた楯等）を、学校の場合は学校長を経由して、一般の方については直接若しくはグループの代表を通じて送付の上、授与する。

8 その他

- (1) 応募作品は1人1点とし、自作の未発表のものに限る。なお、複数人による作品は審査の対象としない。
- (2) 応募作品に係る諸権利（著作権等）は主催者に帰属する。
- (3) 入賞者及び入賞作品については、氏名、学校名、学年、作品を県のホームページで公表するとともに、当該作品を利用して人権啓発のためのポスターの原画、パネル展示会等に使用し、当該情報は報道機関へも提供する。なお、不都合がある場合は、事前に申し出ること。
- (4) 応募作品は、原則として返却しない。
- (5) 文字は、読みやすく、間違いのないようにする。
- (6) 新聞、雑誌等に発表されたものの模倣は避け、自由な発想で制作する。
- (7) 「人権に関するポスター応募票」に氏名等を記載するときは、漢字・ふりがなに誤りがないよう十分注意する。

作品の裏面に、次のとおり氏名等を必ず記入の上、貼り付けてください。

(児童・生徒の場合)

ふりがな		学	
学 校 名		年	年
ふりがな	-----		
氏 名			

(一般の方の場合)

ふりがな	-----
氏 名	